

## 「教職員の長時間労働是正」に関する取り組み

道議会正副議長・各会派への要請行動の実施

連合総研の調査、さらに文科省の集計においても、過労死レベルにある教員の過酷な勤務実態が明らかになっており、教職員の定数改善や超過勤務に歯止めをかける抜本的な対策が求められています。

教員の長時間労働の要因に「給特法」の存在があります。

「給特法」は教員に対し、「校外実習とか、修学旅行とか、職員会議とか、非常災害の時の4項目以外の時間外勤務を命じない。だから『労基法37条』の適用除外として、時間外、休日及び深夜の割増賃金を支払わない」という法律です。

しかし、学校現場では膨大な業務による「命令によらない」時間外労働が常態化しています。その上、学習資料や学級通信の作成、テストの採点、児童・生徒の校外でのトラブル対応など、超勤4項目以外の業務に従事した場合については何の定めもなく、それは教員の「自発的勤務」とされています。

このようなことから、連合北海道は北教組と連携し、教職員の長時間労働解消に向けた「給特法」の廃止を含めた見直しについて、各級議会での意見書の採択運動を取り組んでいます。



6月6日、荒木敏安連合北海道副事務局長を先頭に道議会正副議長・各会派への要請行動を実施しました。

木下真一北教組書記長の趣旨説明に対し大谷亨議長は「地元でPTAの役員を務めた経験もあり、先生方の御苦勞を知っています。文教委員会で議論したい」と述べました。

勝部賢志副議長は「現場の実態と乖離した『給特法』は十分承知しており、要請を重く受け止めます。意見書について各会派としっかり調整して参りたい」と述べました。

その後、平出陽子道議・川澄宗之助道議・中川浩利道議とともに2班に分かれ、道議会の各会派へ意見書採択に向けた要請行動を行いました。

